

障害のある学生への支援に関する基本方針

鹿児島純心大学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25 年法律第 65 号）」等を遵守し、以下に示す基本方針に則って障害のある学生への支援の充実を図ります。

1 機会の確保

入学希望者や在学生在が、障害のあることを理由に受験や修学を断念することのないよう、受験及び修学において公平な機会を確保し、安心して学べるよう支援を行う。

2 合理的配慮

支援の内容は、障害のある学生個々のニーズと意思を尊重し、要請に基づき、学生本人と大学関係者間において調整を行い、可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、実施する。

3 支援体制

障害のある学生への支援については、障害のある学生への支援委員会が中心となり関係委員会、課と連携の上、個別の支援方策及び支援計画を策定し、必要に応じて支援する。

また、障害のある学生に対する支援を実現するために、全学的な体制の整備に努める。

さらに、障害のある学生をとりまく周囲（支援する側）の支援も含め、一人一人の人権を尊重した支援を充実する。

4 施設・設備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、学内の施設・設備のバリアフリー化及び環境 整備に努める。

5 理解促進

あらゆる多様性を受容し、尊重すること（ダイバーシティ、インクルージョン）を基本に、障害への理解と支援方法に関する研修等を実施し、学生及び教職員の理解と支援技術の向上に努める。

制定日 令和3年12月21日

一部改正 令和5年4月1日